

~余市町民の皆様へ~

未就学児の預かり施設利用料を助成します!!



令和元年10月より、未就学児の預かり施設利用については、国の制度(子育てのための施設等利用給付)で一部無償化となっていましたが、余市町では、**令和6年7月利用分から町独自の助成制度を開始**しました!

どういう「制度」なの?



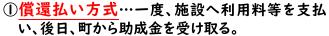
余市町では、令和6年4月から保育料が一律無償化なっておりますが、認可外保育施設等を利用する場合でも、 認可保育施設を利用する場合と同程度の保護者負担と なるように助成する制度をつくりました。

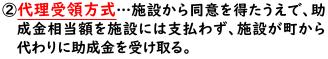


「助成金」がもらえるの?



町からの助成方法は、下記の2つの方法があります。 利用施設とご相談のうえ、いずれかの助成方法 をお選びください。







「認可外保育施設」をつかって いない場合は関係ないの?



認可外保育施設以外にも、国の「子育てのための施設 等利用給付」制度に合わせて対象となる預かり施設等 があります。

幼稚園や認定こども園(教育(I号)認定)の教育時間後の預かり保育、保育所等の一時預かり事業 も対象です。

詳しくは裏面をご覧ください!

ご不明な点やご相談等は、下記担当窓口へご連絡ください。

余市町役場

民生部 子育で・健康推進課 子育で推進係

Tel 0135-21-2122



●対象児童

年龄※	利用者負担	非課税世帯	課税世帯		
3歳 <u>未満</u> 児	施設利用料	無償化 (国制度)	町独自助成		
	副食費	町独自助成			
3歳 <mark>以上</mark> 児	施設利用料	無償化(国制度)			
	副食費	無償化(国制度)	施設実費徴収 (一部軽減制度あり)		

[※]利用年度の4月1日時点の年齢で区分します。

●対象施設等・助成上限額

	施設種別	【参考】町内施設	助成上限額(月額)			
施設区分			3歳 <u>未満</u> 児		3歳 <u>以上</u> 児	
			課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
認可外保育施設等	認可外保育施設 ※企業主導型を除く	・保育ルームゆきんこ ・余市協会病院内保育所	施設等利用料 42,000 円	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象
	一時預かり事業所	・ほうりゅうじ保育園 ・余市町立中央保育所	42,000 13	水凹削反刈家	公国则反对家	公国则反对家
	病児保育事業所	・なし	<u>副 食 費</u> ※利用料に含まれ	副食費※利用料に含まれ	<u>副</u> 食 <u>赞</u> ※利用料に含まれ ない場合のみ	<u>副食費</u> ※利用料に含まれ
	ファミリー・サポート・ センター事業所	・なし	<u>ない場合のみ</u> 4,800 円	ない場合のみ 4,800 円	※所得要件または多 子要件に該当する 場合のみ4,800円	<u>ない場合のみ</u> 4,800 円
預かり 保 育事業所 ※教育時間後の 預かり保育	認定こども園	・杉の子幼稚園	施設等利用料 16,300円 (450円/日)	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象	施設等利用料 ※国制度対象
	幼稚園	・夢の森幼稚園・リタ幼稚園	<u>副 食 費</u> ※利用料に含まれ ない場合のみ	<u>副食費</u> ※国制度対象	<u>副 食 費</u> ※実費徴収	<u>副食費</u> ※国制度対象
	特別支援学校(幼稚部)	・なし	4,800円		※所得要件また は多子要件の 軽減措置あり	

[※]認定子ども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)に在籍する児童については、当該在籍施設での預かり保 育を利用することが原則となるため、その他認可外施設等を利用した場合にかかる利用料は、基本的に助 成対象となりません。

